

与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例(令和3年3月5日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター(以下「与論町児童発達支援センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第4条第2項に規定する障害のある児童又はその可能性のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導,知識技能の付与,集団生活への適応訓練等を行うことを目的に、与論町児童発達支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 与論町児童発達支援センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 与論町児童発達支援センターほのぼの(以下「ほのぼの」という。)
- (2) 位置 鹿児島県大島郡与論町大字那間3348番地1

(休所日)

第4条 ほのぼのの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) その他町長が必要と認める日

(開所時間)

第5条 ほのぼのの開所時間は、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(事業)

第6条 ほのぼのは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関する事業
- (4) その他児童の心身の発達の支援に必要な事業

(職員)

第7条 ほのぼのに、所長並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第63条第1項の規定に基づき、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員及びその他必要な職員を置く。

(利用者)

第8条 ほのぼのを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者で、町長が承認した者
- (2) その他、町長が適当と認めた者

(定員)

第9条 ほのぼのの定員は、16人とする。

(利用の制限)

第10条 町長は、ほのぼのの利用を承認された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は退所させることができる。

- (1) 第8条第1号に規定する利用の資格要件が消滅したとき。
- (2) ほのぼのの管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用料)

第11条 ほのぼのの利用者は、次の各号に掲げる額を利用料として納付しなければならない。

- (1) 法第21条の5の3第2項第2号に規定する利用者負担額
- (2) 食事の提供及びその他の日常生活に要する費用の額
- (3) その他、特に納付を要するものとして町長が認める費用の額

(利用料の免除)

第12条 町長は、利用者の家計の負担能力その他の事情を勘案して必要があると認めたときは、利用料を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 ほのぼのの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条の事業に関する業務
- (2) ほのぼのの施設及び設備の維持管理並びに軽微な修繕に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長がほのぼのの管理運営上必要と認める業務

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和3年3月5日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。